

2011.11.21

## ブラジル法務事情 (2) 外国企業にも適用される優遇税制

今回は、ブラジルの優遇税制のうち、I CMS という付加価値税の一種について、それが一地方での優遇措置の場合、無効となる可能性について述べました。今回は、有効な優遇税制について5つの措置を紹介いたしましょう。これらの優遇措置は、国内企業、外国企業に関わりなく適用されるとのことです。

### 1. 情報産業への優遇税制

ブラジルでは工業製品税 (IPI) という税金が、国内製品にも輸入品にかかわらず、その売上に対して課されます。

ブラジルでなされる情報技術及び自動化についての研究開発への投資がなされれば、情報技術製品に関して、この工業製品税の率が減額されるとのことです。JETRO のレポートによれば、2004 年から 2014 年までは 80% の減税がなされます。

### 2. REPENEC (石油事業への優遇税制)

北部、東北部及び中西部地域における石油化学、石油精製及び天然ガスからのアンモニアと尿素の製造などの石油関連事業を行うインフラ整備プロジェクトに投資することを承認した企業には、優遇税制があります。

輸入関税の他、施設の購入に関する工業製品税、機械、設備の販売、リースからの利益に対する税金の支払いの猶予を受けるとのことです。

### 3. PADIS (半導体事業の技術開発援助への優遇措置)

デジタルテレビ及び半導体の電子機器の設備産業への優遇措置として、これらに対する研究開発を進める場合には、機械、設備等についての輸入関税の他、機械、設備の輸入、現地での購入に関し、工業製品税 (IPI)、社会統合基金 (P.I.S.) および社会保険融資負担金 (COFINS) が無税となるとのことです。

#### 4. SUDEN 管轄地方（北東部）及び SUDAM 地方に生産設備を置く企業への優遇措置

Maranhao, Piaui, Ceará, Rio Grande do Norte, Paraíba, Pernambuco, Alagoas, Sergipe and Bahia, Minas Gerais and Espírito Santo といった SUDEN（北東部）の地域に生産拠点を構える、拡大する、または、近代化する企業には、法人税の減税または免除が為される様です。

#### 5. SUDAM 管轄地方（アマゾン流域）での事業により地域発展に貢献する者への優遇措置

Acre, Amapá, Amazonas, Mato Grosso, Pará, Rondônia, Roraima, Tocantins and Maranhão の各州で、農業または工業または、地域の発展に貢献するとして優先順位が設けられている分野について企業を設立する場合には、法人税の減税が得られる様です。

今回の報告は、前回に引き続き Miguel Neto Advogados 法律事務所の Valeria Zotelli 弁護士（専門は税務と行政法）にお願いして外国の企業にも適用される税の優遇措置について、教えていただいた事を参考にしました。また、税金の名称の邦訳については、ジェトロのホームページ [http://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/br/trade\\_03](http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/trade_03) を参照しました。

今回の調査でブラジルの複雑な税金体系の一端を見ましたが、紹介した優遇税制の適用についても、法、暫定措置、それらの細則等複雑な体系となっているようです。貴社の検討される事業について優遇措置の適用があるかについては、税務に詳しい現地の弁護士等に十分相談されることが大切かと思われます。

筆者：弁護士 苗村博子

（苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録）